

災害時における被災者への一時的な施設等
の提供に関する協定書

久 喜 市
株式会社ヤオコー

災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定書（案）

久喜市及び株式会社ヤオコーは、災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、久喜市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等の被災者が避難を余儀なくされた場合に、株式会社ヤオコーが管理する施設を一時的に提供するために必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 久喜市は、災害が発生、又は発生するおそれがあり、避難指示等を発令する際、株式会社ヤオコーにより、次項に規定する施設の安全が確認された場合に、次の事項について株式会社ヤオコーに協力を要請することができる。

- （1）被災者が避難してきた際の駐車場の提供
- （2）被災者が避難するための一時的な施設の提供
- （3）前各号に定めるもののほか、特に久喜市及び株式会社ヤオコー双方が必要と認める事項

2 前項に規定する株式会社ヤオコーが管理する施設は次のとおりとする。

番号	名称	所在地
1	ヤオコー久喜菖蒲店	久喜市菖蒲町菖蒲7001番地
2	ヤオコー久喜吉羽店	久喜市吉羽421番地
3	ヤオコー東鷲宮店	久喜市桜田3丁目2番1

（要請期間及び要請方法等）

第3条 前条の協力要請の期間は、市が避難指示等を発令し、被災者による避難が開始された時から状況が改善されるまでの間とし、要請の方法等について次のとおり行う。

- （1）久喜市は、株式会社ヤオコーに対する協力要請について、口頭、電話等をもって第4条で定める株式会社ヤオコーの連絡窓口へ要請し、事後に別紙様式第1号「災害時における被災者への一時的な施設等の提供要請書」を提出するものとする。
- （2）株式会社ヤオコーは、久喜市の提供要請に対し、これに応じる時は、口頭、電話等をもって第4条で定める久喜市の連絡窓口へ回答し、事後に別紙様式第2号「災害時における被災者への一時的な施設等の提供報告書」を提出するものとする。
- （3）株式会社ヤオコーは、被災者の受け入れ期間の終了後、なお施設から退去しない被災者がいる場合は、久喜市と協力し、被災者の退去を促すものとする。

(連絡窓口)

- 第4条 久喜市及び株式会社ヤオコーは、本協定に定める事項を円滑に実施するため、それぞれ連絡窓口となる責任者を選任し、文書により相手方に連絡するものとする。
- 2 久喜市及び株式会社ヤオコーは、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(守秘義務)

- 第5条 久喜市は、本協定で知り得た株式会社ヤオコーが管理する施設の警備等に関する情報その他の、株式会社ヤオコーの営業上の秘密情報を、第三者に提供してはならない。
- 2 株式会社ヤオコーは、本協定で知り得た被災者等の個人情報について、法令により認められる場合を除き、第三者に提供してはならない。

(有効期間)

- 第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、久喜市又は株式会社ヤオコーから解約の申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

- 第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた時は、その都度、久喜市及び株式会社ヤオコーが協議して決定する。

本協定締結の証として本書2通を作成し、久喜市及び株式会社ヤオコー双方が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年10月22日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

株式会社ヤオコー

取締役開発本部長兼CSO